

知っていますか？

「同和対策審議会答申」昭和40年(1965年)

- 同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるという基本認識を示している。
- この「答申」は、その後の同和対策の基礎となっており、「答申」が果たした歴史的意義は大きいものがある。
- 部落差別は、多種多様な形態で発現し、心理的差別と実態的差別に分けることができ、相互に因果関係を保ち、相互に作用しあっていると指摘をしている。
- 「生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である」と指摘している。
- 同和教育の中心的課題は、「法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くこと」であると方向性を示している。

「地域改善対策協議会意見具申」平成8年(1996年)

- 同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。
- 差別意識の解消に向けて、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、人権教育・人権啓発として発展的に再構築すること、引き続き積極的に同和問題の解決に向けて取り組んでいく。
- 同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進する。

「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」 平成7年(1995年)

- この条例は、同和地区に住んでいることや住んでいたことを理由として結婚や就職の際に引き起こされる差別事象の発生を防ぐため制定された。
- 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権の擁護に寄与するため、国及び市町村と協力して必要な啓発を行う責務を有することを定めている。
- 県民及び事業者は、同和地区の所在地を明らかにした図書や地図等を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示したり流布したりする行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為等をしてはならないと定めている。



知っていますか？

「同和問題に対する基本的認識」について

(平成3年度同和教育資料「同和教育の充実を求めて」から)

- ① 同和対策審議会答申の内容を十分理解すること。
- ② 部落差別の現実に深く学び、同和問題の解決を自らの課題とすること。
- ③ 人権問題について関心を持ち、身の回りの差別や不合理に気づき、それを許さないこと。
- ④ 児童・生徒や地域の生活実態を十分にとらえ、その背景にあるものを分析すること。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」平成12年(2000年)

- 人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢から、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的としていること。
- 人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）と定義したこと。
- 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならないと基本理念を示したこと。

